

## 静岡県選挙管理委員会規程第2号

静岡県選挙管理委員会の委員長が専決処理する事項等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月16日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

静岡県選挙管理委員会の委員長が専決処理する事項等に関する規程の一部を改正する規程

静岡県選挙管理委員会の委員長が専決処理する事項等に関する規程（昭和49年静岡県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 静岡県選挙管理委員会規程(昭和49年静岡県選挙管理委員会規程第1号)第12条の規定により、静岡県選挙管理委員会の委員長(以下「委員長」という。)が専決処理する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第4条第15項((投票所の建物の借料加算))、第4条の2第3項((共通投票所の建物の借料加算))、第4条の2第4項((共通投票所の設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費加算))、第4条の2第5項((共通投票所における選挙人名簿対照オンラインシステム整備及び運用に係る委託費加算))、第4条の3第4項((期日前投票所の建物の借料加算))、第4条の3第5項((期日前投票所の設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費加算))、第4条の3第6項((期日前投票所における選挙人名簿対照オンラインシステム整備及び運用に係る委託費加算))及び第5条第16項((開票所の建物の借料加算))の承認</p>	<p>第1条 静岡県選挙管理委員会規程(昭和49年静岡県選挙管理委員会規程第1号)第12条の規定により、静岡県選挙管理委員会の委員長(以下「委員長」という。)が専決処理する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第4条第15項((投票所の建物の借料加算))、<u>第4条第16項((投票所の設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費加算))</u>、<u>第4条第17項((投票所の機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費加算))</u>、第4条の2第3項((共通投票所の建物の借料加算))、第4条の2第4項((共通投票所の設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費加算))、<u>第4条の2第5項((共通投票所の機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費加算))</u>、第4条の2第6項((共通投票所における選挙人名簿対照オンラインシステム整備及び運用に係る委託費加算))、第4条の3第4項((期日前投票所の建物の借料加算))、第4条の3第5項((期日前投票所の設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費加算))、第4条の3第6項((期日前投票所における選挙人名簿対照オンラインシステム整備及び運用に係る委託費加算))、<u>第5条第16項((開票所の建物の借料加算))</u>、<u>第5条第17項((開票所の</u></p>

<p>(12)～(14) (略)</p>	<p><u>設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費加算)</u>及び第5条第18項(<u>開票所の機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費加算)</u>)の承認</p> <p>(12)～(14) (略)</p>
----------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規程は、公表の日から施行する。